



® 平成 29 年 11 月 20 日 (月)

No. 14573 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

不当利得返還請求控訴事件

(「通信システム」の特許権の侵害の成否、特許無効の抗弁の成否) [上] (全2回)

—平成27年(ネ)第10122号、平成29年8月9日判決言渡—

事案の概要

本件は、通信システムの特許権を有していた控訴人(原告)が、移動電話通信サービスの提供を行う被控訴人(被告)に対し、被控訴人の通信システムは、控訴人の特許権を侵害するとして実施料相当額の不当利得の返還を求めた事案の控訴事件である(原審:東京地方裁判所平成25年(ワ)第33706号)。

原審は、被告の通信システムは特許発明の技術的範囲に属しないとして請求を棄却した(無効の抗弁については判断しなかった)が、本件判決は、特許無効の抗弁(サポート要件違反)を認め、控訴を棄却した(技術的範囲の属否については判断しなかった)。

YAMAKAWA 山川国際特許事務所

所長・弁理士 山 川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL:(03)3580-0961(代表) FAX:(03)3581-5754

E-mail: yamakawaipo@mtc.biglobe.ne.jp URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>

主な争点は、①特許請求の範囲の属否、②特許無効の抗弁の成否、③訂正の対抗主張の成否である。

本件判決は、特許の訂正については、目的要件、サポート要件、新規事項禁止要件のいずれも満たさないとして訂正を認めず、また、訂正前の発明については、サポート要件を満たさないとして、本件特許は無効にされるべきものと判断した。

以下では、主に、本件発明と訂正発明に共通するサポート要件の争点について紹介する。

本件発明の課題は、移動電話通信システムを構成するユニット間の非同期の問題を解決することにあったが、どのユニット間の非同期を対象としているのかが問題となった。判決は、発明の意義を探求するために、かなりの紙幅を割いている。

なお、本件と同時に係属していた審決取消請求事件（平成28年（行ケ）第10111号）についても同日に判決の言い渡しがあり、特許を無効とする審決を維持する判決をした（もっとも、審決（無効2014－800110号）の結論を維持したものの、判決理由はかなり異なっている）。

特許請求の範囲の記載

本件発明（訂正前の発明）と訂正内容は、次のとおりである。本件発明の波線部の文言の技術的意義が問題となった（波線は筆者が付加したもの）。

(1) 本件発明

【請求項1】

- A 公称周波数および第1の位相を有する第1のクロック信号により指示される時刻に、出て行く呼の音声通信トラヒック（以下において「出行通信トラヒック」と称する）の送信を行う第1のユニットと、
- B 前記公称周波数を有する第2のクロック信号によって指示される時刻に、受信された出行通信トラヒックを無線電話に送信する第2のユニットと、
- C 前記公称周波数を有し、かつ前記第1の位相から調節できるように固定された第1の量だけ転位させた第2の位相を有する第3のクロック信号によって指示された時刻に、第1のユニットから受信した出行通信トラヒックを第2のユニットに送ることによって前記の第1および第2のユニット間の通信のインタフェースをとる第3のユニットと、
- D 前記第2のユニットを前記第3のユニットと接続し、第3のユニットによって受信のために第2のユニットに送られる出行通信トラヒックを統計的に多重化されたパケットとして伝送し、変動性の伝送遅延を有する通信媒体と、
- E 前記の受信された出行通信トラヒックの第2のユニットによる送信の時刻に先立つ第1の所定の時間枠の中で、第2のユニットが第3のユニットから出行通信トラヒックを受信するかどうかを判断する第1の手段からなる遅延決定手段と、
- F 第2のユニットにおける出行通信トラヒックの受信が第1の枠から外れていると判断した場合、これに応じて、前記の対応する枠から外れている受信を対応する枠の中に移すために、第2の位相の第1の位相からの第1の変位量を加減する第3の手段とを備えた
- G ことを特徴とする通信システム。

(2) 訂正の内容（下線は訂正箇所）

訂正事項1

特許請求の範囲の訂正前の請求項1に

「公称周波数および第1の位相を有する第1のクロック信号」とあるのを、

「公称周波数および調節されるまで第1の値をもつ第1の位相を有する第1のクロック信号」に訂正する。